

事務連絡
令和2年4月27日

一般乗用旅客自動車運送事業者 殿

四国運輸局自動車交通部長

新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について

今般の新型コロナウイルスによる需要の急減に伴う事業への深刻な影響により、非稼働となる車両の不必要な維持コストを抑制するとともに、需要が回復した際に迅速に輸送供給力を回復できるような柔軟な運用が求められていることから、令和2年3月31日付けで自動車局旅客課長より事務連絡「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について」が発出されたところです。当運輸局管内においても、タクシー利用者減少による収入減少が懸念されている状況であることから、標記について下記のとおり休車の特例措置（以下、「臨時休車」という。）を取り扱うこととするので了解願います。

記

1. 対象となる事業

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）

2. 対象となる事業用自動車

管内の当該事業者の営業所を管轄する運輸支局へ届け出ているすべての事業用自動車

3. 必要な手続き

臨時休車を実施する営業所の所在地を管轄する運輸支局に別添の休車リスト（以下、「リスト」という。）を事前に提出すること。（FAXによる提出も可能とする）

4. 適用方法・注意事項等

(1)臨時休車は、次のいずれかによることとする。

- ①道路運送車両法に規定する一時抹消登録等を行うこと。
- ②自動車検査証の有効期間が切れた状態で保有すること。

- (2) リストの提出により、道路運送法第5条第1項3号に定める事業計画（営業所ごとに配置する事業用自動車の数）に変更は生じない。また、運行管理者及び整備管理者については、引き続き事業計画に定める車両数に応じて必要となる人数を確保すること。
- (3) (1)②の車両については、他者への譲渡、他者の使用は認めず、提出事業者は、認可車庫にて引き続き車両管理を行うこと。
- (4) (1)②の車両については、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第19条の2に規定する「事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償する措置」については、特例としてその措置を必ずしも求めるものではない（事業者の任意とする）。
- (5) 当該営業所の車両全てをリストに掲載し、提出することは認めない。この場合にあっては、道路運送法に基づく手続き（営業所廃止・減車・事業休廃止等）を行うこと。
- (6) リスト提出後、臨時休車車両の追加又は削除が生じる時は、全ての休車車両を記載した新たなリストを提出すること。
- (7) 臨時休車車両は、輸送実績における実在車両数から除くものとする。
- (8) 臨時休車終了時には、事業者において車検切れ、自賠責保険未加入、任意保険未加入の車両がないように措置し、車両を通常使用すること。また、運輸規則第35条に基づき、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任すること。
- (9) 全ての臨時休車を終了する時又は適用期間経過時には、上記(8)の措置を実施し、その完了後リストを提出すること。
- (10) (1)①の車両については、期間終了後2ヶ月以内に登録を行わない場合は、道路運送法第15条第3項に規定する事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出（減車）（以下、「減車届出」という。）がなされたものとする。また、(1)②の車両については、期間終了後2ヶ月以内に通常使用できるように措置することとし、措置を行わない車両は、減車届出の提出を行うこと。

5. 本取扱いの適用期間

令和2年9月30日までとする。令和2年9月30日までに休車等を終了させるときのみ、休車期間の末日を記載するものとする。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ適用期間を伸長することがある。その場合、休車等を継続する事業者によるリスト再提出は不要とする。

但し、定期点検の取り扱いについては6.(1)の通達による期間を適用することとする。

6. 附則

(1)「新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検について」（令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号通達）

1.(1)によるリストの提出については、3.の手続きに代えることができる。

(参考)

香川運輸支局企画観光・輸送・監査部門	Fax:087-882-4033
徳島運輸支局輸送・監査部門	Fax:088-641-4814
愛媛運輸支局輸送・監査部門	Fax:089-957-9035
高知運輸支局輸送・監査部門	Fax:088-866-7310